

制度情報—2023 年 5 月の法令から—
北京市大地律師事務所
(北京市大地律師事務所 日本部監修)

I. 重要な法令のポイント解説

全国人民代表大会常務委員会 2023 年度立法業務計画

(発令元) 全国人民代表大会常務委員会

(公布日) 2023 年 5 月 29 日

1. 主なポイント

- (1) 審議法律草案の優先順位に従い、2023 年度全国人民代表大会常務委員会の立法計画を継続審議、初回審議、予備審議の項目に分ける。(第 2 条)
- (2) 今回継続審議される法律案は計 17 件あり、これらの法律案については全国人民代表大会常務委員会が具体的な審議時期を定め、年内に審議を完了する予定である。中でも、『会社法』、『増値税法』、『金融安定法』、『民事訴訟法』、『行政訴訟法』、『民事強制執行法』などの草案の策定・改正は日本企業の注目に値する。(第 2 条第 1 項)
- (3) 初回審議対象の法律案は計 18 件あり、これらの法律案の審査には通常、一定の時間を要する。例えば、『治安管理処罰法』、『刑法修正案』(12)、『エネルギー法』、『関税法』、『食糧安全保障法』などは日本企業が注視する必要がある。(第 2 条第 2 項)
- (4) 予備審議の法律案は、調査研究と起草を開始し、その後状況に応じて審議を手配する予定の立法プロジェクトである。日系企業が注目すべき内容は、商業銀行法、国家秘密保持法、マネーロンダリング防止法、不正競争防止法、企業破産法、危険化学品安全法、経営環境の最適化による公正競争の促進、社会保障などの方面に及ぶ立法である。(第 2 条第 3 項)

2. 今後の留意点

立法計画は中国の法律制度の将来の変化動向を比較的はっきりと反映するものであり、これは中国の日系企業のコーポレートガバナンスと運営に重要な影響を及ぼす。2023 年度の立法計画はコーポレートガバナンス、国家安全、市場経済管理、民生保護、環境保護などの重点分野の立法動向を反映したものであり、各日系企業において、早急な理解と対策を立てることができるよう、細心の注意を払うことが推奨される。関連法施行後の新たな法規制の出現を防ぐため、対応策を策定する。

(全文計 6 条)

商業用暗号管理条例

(発令元) 国務院

(法令番号) 国務院令第 760 号

(公布日) 2023 年 5 月 25 日

(施行日) 2023 年 7 月 1 日

1. 主なポイント

- (1) 暗号は、コア暗号、商用暗号、普通暗号に分けられる。本規則では、本条例は商用暗号の概念を規定しており、商用暗号自体はもはや国家の秘密ではないとした。商用暗号とは、主に国家の秘密に属していない情報などを特定の変換方法で暗号化保護、安全認証する技術、製品、サービスを指す。(第 2 条)
- (2) 商用暗号を規定した監督管理部門は、主に国・県レベル以上の暗号管理部門、及びインターネット情報、商務、税関、市場監督管理部門などである。(第 3 条)
- (3) 国家安全保障、国家経済・民生、社会公共の利益にかかわる商用暗号製品については、資格を有する商用暗号検査、認証機関による検査・認証に合格してから販売または提供することができる。上記のタイプの商用暗号製品は、国家ネットワークの重要な設備とネットワークセキュリティ専用製品カタログに基づいて検索照合することができる。(第 20 条)
- (4) 以前は、暗号化製品および暗号化技術を含む機器の輸入、または商用暗号化製品の輸出は、承認を得るために国家暗号化管理機関に報告する必要があった。今回、これまでの「承認制」から「リスト制」に変更され、国の安全保障や社会公共の利益に関わる商用暗号については、商用暗号輸入許可リストと輸出規制リストが策定された。ただし、大量消費者向け製品に使用される商用暗号は、前述の輸入許可および輸出管理制度の対象とならない。(第 31 条、第 32 条)

2. 今後の留意点

デジタル化、スマート化の発展や、ビッグデータ、クラウドコンピューティング、ブロックチェーン、AI などの技術の変革に伴い、商用パスワードのビジネス分野での使用頻度がますます高くなってきており、例えば、一般的なデジタル契約、デジタル印鑑、デジタル政務、金融などの分野では商用パスワードの応用が関わってきている。各日系企業は関連する情報をタイムリーに理解し、コンプライアンスを遵守して利用する必要がある。輸出入リスト上の商用暗号に関する物は、税関で検査を受ける。一般的に税関と国務院ビジネス主管部門、国家暗号管理部門が共同で法を執行する仕組みが採用されており、企業は慎重にコンプライアンスに対応し、処罰を受けないようにしなければならない。(全文計 67 条)

個人情報越境標準契約届出ガイドライン（第1版）

（発令元）国家インターネット情報弁公室

（公布日）2023年5月30日

（施行日）2023年6月1日

1. 主なポイント

- (1) 標準契約書提出の適用範囲を限定している。標準契約を締結して個人情報を海外に提供する場合は、①基幹情報インフラストラクチャーの運営者ではない、②取り扱う個人情報が100万人未満、③前年1月1日から境外に対し提供した個人情報が累計10万人未満、④前年1月1日から境外に対し提供した機微な個人情報が1万人未満であることを同時に満たす必要があります。（第1条）
- (2) 個人情報越境行為の範囲を規定した。中国国内の個人情報を国外に転送、保存することだけでなく、中国国内に保存されている個人情報についても、国外の機関、個人などが照会、呼び出し、ダウンロード、エクスポートできる場合、規制の対象となる。（第1条）
- (3) 届出方式を明確にした。個人情報処理者は標準契約が発効した日から10営業日以内に現地の省級インターネット情報部門に届け出を提出するとともに、書面による紙ベース資料とデジタル版資料を提出しなければならない。しかし、書面による書類の装丁やデジタル版の資料の具体的な形式などについては規定されていない。（第2条）
- (4) 標準契約の届け出プロセスと提出すべき具体的資料を規定した。（第3条）
- (5) 標準契約書の届出提出資料に対して要求を出し、『個人情報越境標準契約』（雛形）と『個人情報保護影響評価報告書』（雛形）を提供した。（付属ファイル1、4、5）

2. 今後の留意点

一般的に、新法規が発効してからしっかりと根付き、スムーズに運用されるまでには、かなりの時間がかかる。とはいえ、標準契約を普及させ、個人情報の越境行為を規範化するために、主管機関から突然大規模な法執行活動が展開される場合もある。関係する各日系企業が早急に準備・対応することにより、一定程度リスク発生を回避、軽減することができる。（全文計4条）

商業分野の事業者による使い捨てプラスチック製品の使用及び報告管理弁法

(発令元) 商務部、国家発展と改革委員会

(法令番号) 商務部、国家発展と改革委員会令 2023 年第 1 号

(公布日) 2023 年 5 月 16 日

(施行日) 2023 年 6 月 20 日

1. 主なポイント

- (1) 当該『弁法』では、商業分野における使い捨てプラスチック製品の使用行為と報告行為に対する規制主体と規制行為が異なっている。例えば、使用行為の規範は商品小売、電子商取引、飲食、宿泊、展覧などの 5 種類の主体が対象である。報告行為の規範は、小売店の開設経営者（スーパーマーケット、デパートなど）、電子商取引プラットフォーム企業、デリバリー企業などの 3 種類の主体が対象である。（第 2 条、第 5 条）
- (2) 商業分野の経営者が使い捨てプラスチック製品を使用する行為に対する具体的な要求を細分化した。例えば、商品小売業者は、プラスチック製レジ袋を消費者が有料で購入できるようにし、代替品の自動販売機の設置や買い物かごやショッピングカートの貸し出しなどで、使い捨てのプラスチック製品の使用を減らすべきである。（第 9 条から第 15 条）
- (3) 報告主体が使い捨てプラスチック製品を報告する期限などの内容を規定し、商品小売店の設立会社、電子商取引プラットフォーム企業とデリバリー企業は半年ごとに所在地の県レベル商務主管部門にプラスチック製レジ袋、宅配便のプラスチック包装、使い捨てプラスチック食器などの使い捨てプラスチック製品の使用、回収状況を報告しなければならない。（第 16 条）
- (4) 各報告主体が使い捨てプラスチック製品の使用状況を報告する場合、実情に応じて「使用量」、「販売量」または「購入量」の中から統計報告を選択することができ、統計基準（使用量、販売量または購入量を指す）を報告上で一致させなければならない。（第 20 条）
- (5) 主管部門の日常監督検査の実施要求を増やし、県レベルの地方商務主管部門は「双随机、一公開（対象と検査員がランダム抽出され、結果を公開する）」方式で日常検査を実施するとし、重点検査の事項を列挙した。（第 21 条）
- (6) 処罰条項を増やし、プラスチック製品の使用の禁止と制限、及び使用、回収報告書の規定に違反する行為に対し、相応の法的責任と処罰根拠を規定した。（第 25 条、第 26 条）

2. 今後の留意点

この弁法の実施に伴い、2020 年 11 月 30 日付で発布された「商業分野における使い捨てプラスチック製品の使用・リサイクルに関する報告弁法（試行）」が同時に廃止される。各地域の商務主管部門は、使い捨てプラスチック製品の使用と報告に関する監督を強化する可能性がある。ただし、プラスチックの禁止や制限は動的な規制で、使い捨てプラスチック製品の使用要件は将来変更される可能性があり、地域によって要件も異なっている。したがって、日用品小売、飲食、宿泊施設、電子商取引、ショッピングモール、スーパーマーケットに携わる日本企業は、使い捨てプラスチック製品の使用と報告に関する現地商務主管部門の方針と規制の動向を常に把握しておく必要があり、コンプライアンスに従って企業行動の調整が必要である。（全文計 30 条）

合同行政監督管理弁法

(発令元) 国家市場監督管理総局

(法令番号) 国家市場監督管理総局令第 77 号

(公布日) 2023 年 5 月 18 日

(施行日) 2023 年 7 月 1 日

1. 主なポイント

- (1) 経営者が契約を利用して市場経済の秩序を乱す行為を具体的に 4 つ挙げ、「バスケット」条項を規定した。(第 5 条)
- (2) 消費者の知る権利を保護するため、経営者は消費者との契約を定型約款(経営者が事前に作成する通知、明細書、店頭通知等は定型約款に属する)により締結するとともに、消費者に対して注意喚起を行うこととされている。消費者の要求に応じて、別紙表示や太字などの手段を講じて説明を行う。(第 6 条)
- (3) 格式条項に対する規制を強化する。この弁法では、経営者が自らの責任を軽減または免除する「6 種類」の状況と、消費者の責任を重くしたり、消費者の権利を排除または制限したりする「8 種類」の状況を挙げ、経営者の書式条項に前述の状況が含まれることを禁止している。(第 7 条、第 8 条)
- (4) 市場監督管理部門が経営者の契約行為を取り締まる場合、必要な行政監督管理措置と行政処罰をとることができる。例えば、経営場所に入ったり、違法行為の疑いがある契約書、領収書、帳簿などを調べたり、取り寄せたりする。(第 17 条)
- (5) 処罰の度合いを大きくし、処罰上限を 3 万元から 10 万元に引き上げ、処罰決定を、国家企業信用情報システムを通じて社会に公示する。(第 18 条、第 20 条)

2. 今後の留意点

本法施行後、正常なビジネス活動および契約交渉について、政府当局は干渉していないが、市場秩序を乱し、社会公共利益を侵害する契約違反行為に対する監督管理を強化した。日系企業各社は社内契約の管理強化が必要であり、電子契約は紙契約と同様にコンプライアンス管理が必要である。また、社内の重要な契約について全面的な法的審査をすることは、処罰や損失の回避または軽減につながる。(全文計 23 条)

生態環境行政処罰弁法

(発令元) 生態環境部

(法令番号) 中華人民共和国生態環境部令第 30 号

(公布日) 2023 年 5 月 16 日

(施行日) 2023 年 7 月 1 日

1. 主なポイント

- (1) 「一事不再理」の原則を細分化・整備した。例えば、「罰金という行政罰は、同じ違反に対して2回以上課すことはできない」という規定が新たに追加された。ただし、この規定は、同じ違反に対してのみ2回「罰金」を科すことはできないということで、その他の種類の刑罰には関わらないことに留意する必要がある。(第7条)
- (2) 新たな『処罰弁法』では、生態学的罰則の種類が増加した。例えば、批判の通報、違法所得の没収、違法財産の没収、資格レベルの引き下げ、資格の取り消し、生産経営活動の制限、就業の制限、生産停止と是正の命令、および就業の禁止が追加された。(第8条)
- (3) 法執行活動の規制について。例えば、法執行官は捜査や証拠収集の際に自発的に法執行機関の資格を提示する必要があり、法執行機関の資格を提示しない場合、当事者は捜査や検査の受け入れを拒否する権利を有する。(第23条)
- (4) 処罰されない、あるいは処罰が寛容または軽減される状況を改善し、増加させる。例えば、生態学および環境上の軽微な危険と適時の是正を伴う初めての法律違反には行政罰が課されない場合がある。(第42条、第43条)
- (5) 行政処分聴聞制度を改善し、聴聞会を開催するための新たな条件と手続き要件を追加し、聴聞会の範囲を拡大する。例えば、資格レベルの引き下げ、免許の取り消し、是正のための生産停止命令など13種類の行政罰はすべて聴聞申請の対象範囲に含まれており、当事者は聴聞費用を負担しない。(第46条)

2. 今後の留意点

新しい『処罰弁法』は7月1日から施行され、同時に2010年に発令された当初の『環境行政処罰弁法』は廃止された。この『処罰弁法』には多くの改正が含まれており、日本の各企業は、関連するポイントを常に把握し、現地の生態環境主管部門の法執行動向に注意を払うとともに、共通する事項を整理する必要がある。企業自身の事業におけるリスクポイントを把握し、自社の業務における共通のリスクポイントを整理し、完璧な社内コンプライアンスシステムを構築して厳格に執行しているなら、企業の処罰を免除または軽減するよう行政機関を有利に説得することができる。

(全文計92条)

医療美容業界の監督監理業務をさらに強化するための指導意見

(発令元) 国家市場監督管理総局

(法令番号) 国市監広発〔2023〕22号

(公布日) 2023年5月4日

1. 主なポイント

- (1) 医療美容業界に参入管理制度を実施する。すなわち、「医療美容サービス」に従事するには、衛生健康行政部門の『医療機関職業許可証』または「診療所届出証明書」を事前に取得しなければならず、これを行わないなら処罰される（第2条第1項、第2項）
- (2) その後の市場監督管理部門と衛生行政部門はビッグデータ管理プラットフォームを活用し、市場関係者との情報共有を強化し、関連資格や許可証を取得していない機関をチェックする。（第2条第3項）
- (3) 事後監督管理を強化し、医療・美容診療活動、経営活動、医療・美容用薬品、医療機器を多部門総合監督管理の重点事項に組み入れ、重点監督管理を行う。（第3条第1項）
- (4) 多部門合同抜き取り検査方式を採用し、そして「双ランダム、一公開（対象と検査員がランダム抽出され、結果を公開する）」監督管理方式を利用して抜き取り検査の市場主体範囲、抜き取り検査の割合と頻度を確定し、市場主体の正常な経営活動への影響をできるだけ軽減する。（第3条第3項）
- (5) 医療美容の「購買ガイド」、医療美容研修と生活美容業界に対して具体的な監督管理要求を提出し、医療美容関連分野と業界に対する監督管理を強化する。（第4条）

2. 今後の留意点

本指導意見の発表後、各地の市場監督管理部門、衛生健康行政部門は現地の医療・美容診療、経営及び医療・美容用医薬品、医療機器、及び医療・美容関連の「購買ガイド」、研修、生活・美容業界の日常的な監督管理を強化する。各関係日系企業は現地の法執行・監督管理の動きにタイムリーに着目し、政府当局の処罰を受けないよう、適時規則に則って企業の経営行動を調整する必要がある。（全文計5条）

II. 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事例紹介

A社の従業員である王氏は、2021年2月から病気休暇を取っていた。病気休暇の理由は腰椎椎間板ヘルニアで、会社からは正常に病気休暇賃金が支払われている。同社の就業規則は「会社の許可を得ずに社外で業務に従事してはならない、また、病気休暇中は病気休暇と関係のない活動をしてはならない」と定めている。

2022年3月、A社は思いがけず他の従業員を通じて、王氏が1年以上にわたる病気休暇の間、他人の名義で中古車販売店を開き、中古車売りに従事し、同店の監査役も務めていたことを知った。A社はその事実を知り非常に驚き、また憤りを感じ、その後、弁護士の調査、証拠収集の助けを借りて、「従業員は会社の就業規則における深刻な違反があり、職業道徳と誠実信用の原則に違反している」として従業員との労働契約を解除した。

その後、従業員はA社が違法に労働契約を解除したとして、現地の労働仲裁委員会に訴え、会社に経済賠償金12万元の支払いを要求した。

2. 紛争の焦点

A社が「就業規則、職業道徳と誠実信用の原則の重大な違反」を根拠に王氏の労働契約を解除することは合法か、また十分な証拠があるか？

3. 弁護士の分析

(1) 『労働紛争事件を審理する際の法律適用問題に関する最高人民法院の解釈(一)』第50条は、民主的手続制度の規則制度を経て、内容が法律、行政法規及び政策規定に違反せず、かつ労働者に開示していれば、従業員を管理する根拠とすることができると規定している。

審査の結果、A社の「就業規則」は制定過程で民主的な手続きが十分に履行され、従業員はすでに「就業規則」の遵守に同意の署名をしており、内容は法律、行政法規などの規定に違反していないことを確認した。

(2) 会社が提出した証拠は、従業員が病気休暇中に中古車販売に従事していることを証明するのに十分足りており、その会社の経営範囲はA社と類似している。

『労働部、国务院経済貿易弁公室、衛生部、国家工商行政管理局、中華全国総工会の企業の傷病長期休暇従業員管理業務の強化に関する通知』第4条は、傷病休暇を取る従業員は、収入のある活動に従事してはならないと規定している。同時に『労働法』第3条は、労働者は労働規律と職業道徳を遵守しなければならないと規定している。

A社は弁護士に依頼し、王氏が中古車を販売している場所を何度も現地調査し、写真撮影、録音、ビデオなどの手段で王氏が中古車販売に従事している証拠を集めていた。

また、王氏の病気休暇中、A社が正常に賃金を支給していたのは、正常に働けるよう、休みを取らせ、できるだけ早く健康を回復するためである。王氏は病気休暇中に休みを放棄し他の活動に従事したことは、明らかに病気休暇を設置する目的と一致せず、誠実さの原則にも違反している。同時に、会社の経営範囲と類似した活動に従事しており、これは会社の合法的利益を損なう

可能性があることから、労働者としての忠誠、勤勉の義務、また最も基本的な職業倫理に背いている。

そのため、A社が王氏の労働契約を解除する行為は合法的に有効で、経済賠償金を支払う必要はない。

4. 本事例の裁判結果

労働仲裁委員会は王氏の訴訟請求を却下した。

5. 留意点

実務でも、従業員の「虚偽の病気休暇」は比較的多く見られ、企業は慎重にコンプライアンスに対応する必要がある。今回は、実際に役立つ処理技術と注意事項を以下に紹介する。

- (1) 法に基づいた『就業規則』を制定し、『就業規則』上で従業員の病気休暇を取る手順及び提出する必要がある資料（例えば診療病院の等級、カルテ、薬代書類及び休暇証明書）などの詳細を示し、かつ操作性のある規定を定める。
- (2) 従業員の状態、病院からの診断と治療を適時知る。従業員の状態や休業要請の必要性について疑問がある場合、病院や医師は従業員の状態や休業要請の必要性を把握することができる。医師の意見に基づき、弁護士の協力を得て従業員の休暇申請の必要性を判断し、従業員の「虚偽の病気休暇」という誤った行動を適時に是正する。
- (3) 従業員が病気休暇中に兼職していることが判明した場合、適時に調査し、証拠を収集するよう提案する。捜査と証拠の収集とその確定には高い技術が求められ、問題のあらゆる側面を十分に考慮しつつ進める必要がある。わずかな不注意が「やぶをつついて蛇を出す」結果となってしまう、従業員の違反行為を調査できなくなったり、せっかく集めた証拠が証拠としての十分な形式を満たしていないために、法的効力を持たなくなったりする可能性がある。コンプライアンスを遵守せずに、軽率に解雇を決定するなら、従業員側は、合法的で正当な契約があったにもかかわらず違法に解雇されたとし、企業側は不利な立場に立たされることになり、賠償責任を負うことにもなりかねない。